



# 富山市高齢者総合福祉プラン

(高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

---

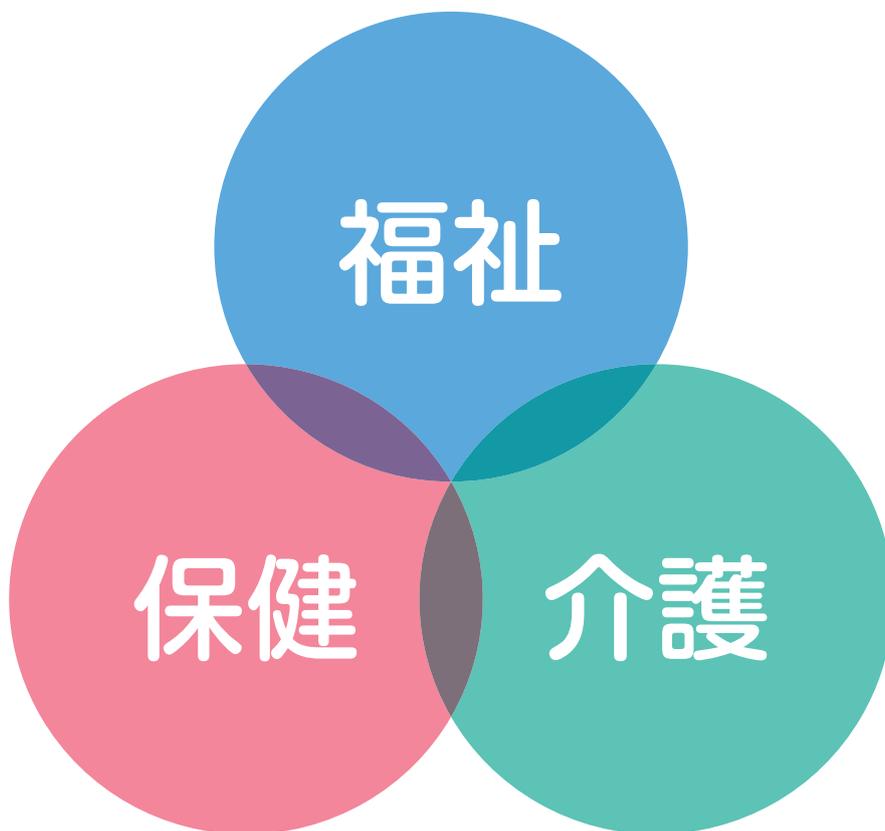
平成30年度～平成32年度

平成30年3月  
富山市

# 富山市高齢者総合福祉プラン

(高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)

平成30年度～平成32年度



平成30年3月

富山市

## はじめに



我が国では、急速に少子・超高齢化が進行し、本格的な人口減少時代を迎えております。

これに伴い、認知症やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれるとともに、核家族化や地域とのつながりの希薄化等、高齢者を取り巻く環境は大きく変化し地域における課題が複雑化しています。

このような状況から、介護が必要な状態になっても安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、地域住民による支え合いとも連動した包括的な支援体制の仕組みづくりが急務となっております。

こうした中、平成 29 年 6 月に、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「制度の持続性の確保」を柱とした介護保険法等の一部改正が行われました。

本市では、今回の国の制度改正も踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健康で自分らしく、生きがいや安心感、幸福感を感じながら暮らしを営み、尊厳をもって人生の最期を迎えられる社会の構築を目指し、「富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画）」を策定いたしました。

本プランを高齢者保健福祉政策の基本とし、人口減少、超高齢社会にあっても、将来市民に責任の持てる持続可能なまちづくりを着実に進めながら、新たな時代の到来を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層強化してまいります。

本プランの目標達成に向けては、関係機関・団体はもとより、市民の皆様のご協力が不可欠でありますので、より一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定に当たり、地域懇談会などを通して参画をいただいた多くの市民の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案並びにご尽力を賜りました富山市高齢者総合福祉プラン策定懇話会委員の皆様に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

富山市長

森 雅 志

# 目次

<b>第1章 ● 計画の策定について</b> .....	1
1 富山市高齢者総合福祉プランの位置付け	
2 計画期間について	
3 計画策定の背景	
4 介護保険制度改正の概要	
5 他の計画との関係	
<b>第2章 ● 計画の考え方について</b> .....	18
1 基本理念	
2 目標達成のための基本方針	
3 富山市高齢者総合福祉プランの重点テーマ	
4 日常生活圏域の設定について	
<b>第3章 ● 施策の取組について</b> .....	26
<b>I 健康づくりと介護予防の推進</b> .....	26
1 生涯を通じた健康づくり	
2 疾病の重症化予防、二次障害・障害の重度化予防	
3 高齢者及び家族介護者の心の健康づくりの推進	
4 介護予防の推進	
5 地域を支える多様な担い手への支援	
<b>II 生きがいづくりと社会参加の推進</b> .....	46
1 元気な高齢者と地域づくりの推進	
2 市民意識の啓発	
3 世代間交流の推進	
<b>III 地域における自立した日常生活を支援する体制の整備</b> .....	62
1 地域包括ケアシステムの深化・推進	
2 日常生活支援サービスの推進	
3 地域医療及び在宅医療・介護連携の推進	
4 認知症高齢者施策の推進	
5 高齢者等の権利擁護の推進	
<b>IV コンパクトで潤いと安らぎのある魅力的なまちづくり</b> .....	84
1 コンパクトなまちづくりと賑わいと交流の都市空間の整備	
2 バリアフリーの推進と潤いのある生活空間の整備	
3 安心できる住まいの確保	
4 総合的な安全対策の強化	
<b>V 介護保険事業における保険者機能の強化</b> .....	98
1 安心の介護を提供するために	
2 介護サービスの基盤整備	
3 介護保険事業のサービス利用量の見込み	
4 介護保険の事業費等の見込み	

高齢者総合福祉プラン事業一覧 .....	134
資料編 .....	151
I 第6期計画の成果指標一覧	
II 日常生活圏域の状況	
III 計画策定の経緯	
IV 計画の策定体制	
V 地域懇談会・パブリックコメントについて	
VI 用語解説	

※このプランの策定時点においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令」が公布されていますが、「元号を改める政令」は公布されていないことから、平成31年4月30日の翌日以降の元号についても、便宜的に「平成」で表示しています。